

第2 運営指導における主な留意事項（児者共通事項）

## II 各種加算編

資料99ページ

この、処遇改善加算については、「賃金改善の対象職員の考え方」について質問をよくいただきます。

処遇改善加算は、福祉・介護の直接処遇を行う職員や、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、看護師等が対象となっております。

「賃金改善実施期間」は、原則4月から3月までの1年間です。

例年、書類提出時期には、処遇改善加算に関する質問を多くいただきます。

提出書類の不備や不足も多くなっていますので、加算の届出に当たっては、あらかじめ制度をよくご理解いただき、正しい手順で手続きを行っていただきたいと思います。